

第4章

審判における取組

審判は、審査の上級審として審査官の拒絶査定を見直す役割、及び知的財産権の有効性をめぐる紛争の早期解決に資する役割を担っており、これらの役割を十分に果たすためには、審理内容の充実と審理の迅速化の両立が求められる。

また、制度や実務についての情報交換や相互理解を図るための国際的な連携強化も必要となる。

そこで、以下に挙げる多面的な施策を実施している。

1 審理内容の充実化に向けた取組

(I) 審理内容の充実

① 当事者との積極的な意思疎通

無効審判¹や取消審判²等の当事者系審判事件においては、的確な争点の把握・整理と当事者の納得感の向上のため、口頭審理を積極的に活用している。口頭審理は、合議体と当事者が口頭でやりとりをすることで、書面では言い尽くせない当事者の主張を引き出すとともに、対立する争点の把握や整理に役立っている。なお、特許・実用新案部門、意匠部門においては、無効審判事件のうち、当事者のすべてが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施しており、商標部門においては、取消審判事件のうち、答弁書及び弁駁書が提出されたものについて、当事者のすべてが書面審理を申し立てている場合等を除いて、原則として全件口頭審理を実施している。

また、口頭審理をより円滑に実施するため、審判廷に大型ディスプレイ等のIT機器を導入した。これにより、当事者が持参した技術説明等のための資料や証拠物品、審判書記官が作成した調書案等の内容を、参加者全員が迅速かつ的確に把握でき、当事者がお互いの主張をより尽くせるようになっている。

さらに、地域の企業等が審判の当事者であ

る場合に、当該審理をより円滑に実施するため、合議体が全国各地に出向き、無効審判の口頭審理を行う巡回審判や、拒絶査定不服審判の審理に関して意思疎通を図る地方面接を行っている。加えて、請求人等の当事者自身のPCを通じ、テレビ会議システムを用いて合議体とコミュニケーションを図るテレビ面接も推進している。

② 裁判所の動向の把握・分析

的確な審理の遂行のため、審決取消訴訟判決や、侵害訴訟判決における権利の有効性に関する判示内容を分析・共有している。また、無効審判等においては、裁判所との情報交換や当事者への確認を通じ、侵害訴訟で提出された、無効の抗弁の主張に関する証拠資料を入手し、それを審理に活用している。

③ 審理指揮経験の共有

無効審判事件の審理や口頭審理の経験が豊富な審判長の審理指揮経験を活用するため、審判長による分野を越えた合議体への参加や、特殊事例等の困難な事件に関する審理の進め方の知見の共有によって、審理の充実化を図っている。

1. 既に登録されている特許、実用新案、意匠、商標に対して、その無効を求めて特許庁に請求する審判
2. 登録商標の不使用や商標権者による不正使用が認められる場合に、当該登録の取消を請求する審判

④審査の品質の維持・向上への貢献

審理結果の審査官へのフィードバック及び審査官と審判官との意見交換会等により、審査官との情報交換を行っている。これにより、審判は審査の上級審として、審査の品質の維持・向上へ貢献している。

(2)外部知見を活用した審理の一層の適正化

①審判実務者研究会

2006年度から、審判官と共に、企業の知的財産部員、弁理士、弁護士等の特許実務関係者をメンバーとして「進歩性検討会」を毎年開催し、新規性及び進歩性が争われた事件の審決・判決の判断手法について個別事例を題材にして検討を行ってきた。そして、得られた検討結果を報告書としてまとめたほか、特許庁ウェブサイトへの掲載により広く公表し、その周知を図っている。

この取組の更なる充実を図るべく、2011年度には、「審判実務者研究会」と名称を改め、研究対象を特許及び実用新案のみならず意匠及び商標に拡大し、口頭審理の充実化を目的とした分科会（審判実務分科会）を設置した。2014年度は、「審判実務の向上のため重要な審決について分析を行いその結果を20以上公表する」という特許庁が達成すべき目標（実施庁目標）の下、「審判実務者研

究会」を開催し、20事例（特実14事例、意匠2事例、商標4事例）について、特実分野では進歩性とサポート要件、意匠分野では創作非容易性、商標分野では識別力の論点について検討を行い、その結果を公表した。

②審判参与

2007年度末から、知的財産分野における経験が豊富な元裁判官や学識経験者を「審判参与」として迎え、高度な法律問題に対する助言を得るとともに、研修等の講師を依頼している。

また、審判参与による審判参与会を開催して審判における制度及び運用の在り方について提言を受け、審判部における運用の一層の適正化等を図っている。

③審判決調査員

当事者の納得感と審理の透明性の一層の向上に資するべく、法曹資格等を有する者を「審判決調査員」として採用し、口頭審理や審理事項通知書及び調書の内容について外部的視点を組み込んだ参考意見を作成し、口頭審理を審理指揮した審判長にフィードバックしている。また、民事法的側面からの相談等、審判決調査員を積極的に活用して審理に取り組んでいる。

2 審理の迅速化に向けた取組

(1)紛争の早期解決～権利付与後の審判～

無効審判等の権利付与後にその権利の有効性を争う審判事件については、優先的に審理を実施し、紛争の早期解決を図っている。

(2)権利の早期取得～権利付与前の審判～

早期の判断を求めるニーズに対しては、特定の要件を満たす¹拒絶査定不服審判事件について、申請によりその事件の審理を優先的に行う早期審理制度を実施している。2014年の早期審理の申請件数は、特許が156件、意匠が0件、商標が8件であった。

1. 特許については、次のいずれかの要件を備えた特許出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。①審判請求人がその発明を既に実施している実施関連出願、②外国にも出願している外国関連出願、③審判請求人が中小企業、個人、大学、TLO、公的研究機関のいずれかであるもの、④審判請求人でない者（第三者）が、その審判事件の特許出願の出願公開後にその発明を業として実施していること、⑤グリーン発明（省エネ、CO2削減等の効果を有する発明）について特許を受けようとする特許出願、⑥審判請求人が、震災に起因する被害等を受けた者等である出願、⑦アジア拠点化推進法関連出願
また、意匠、商標については早期審査と同様の要件を備えた出願に係る拒絶査定不服審判事件が対象となる。

3 国際的な連携強化に向けた取組

(1) 審判専門家会合

審判における実務や判断について相互に理解を深めるとともに、相手国への情報提供を通じて我が国のユーザーが利用しやすい制度への改善を図るため、3か国の審判部門（韓国特許庁（KIPO）の特許審判院、中国国家知識産権局（SIPO）の専利復審委員会、我が国特許庁の審判部）の実務者間の議論を活性化させるべく、審判専門家会合を開催している。

a. 日中韓審判専門家会合

2013年8月に第1回日中韓審判専門家会合を東京で開催し、2014年9月には第2回日中韓審判専門家会合が韓国で開催された。第2回会合では、3か国の拒絶査定不服審判の手續について比較研究を行うと共に、第2回会合まで我が国と韓国の間で行われていた国際審判官協議については、2015年度以降は中国も含めた3か国の枠組みに広げて行うこと等に合意した。

b. 日韓審判専門家会合

2010年12月に第1回日韓審判専門家会合が開催されて以来、毎年継続開催している。

第5回日韓審判専門家会合を2014年7月に韓国で開催し、我が国特許庁の審判官によるセミナーを実施して、日本の審判制度の具体的な制度及び運用について、韓国の特許審判官への理解を促進すると共に、国際審判官協議の継続的な実施等に合意した。

c. 日中審判専門家会合

2013年11月に中国の専利復審委員会（我が国特許庁の審判部に相当）を訪問し、両国の審判分野における協力や審判制度等についての情報収集を行った。その後開催した日中特許庁長官会合において、審判分野においては、日中審判専門家会合を定期会合化し、交流を深めることに合意した。その後、2014

年10月の日中特許庁副長官会合においても再度その方向性について確認し、現在、第1回日中審判専門家会合の開催に向け調整を行っている。

(2) 国際審判官協議

審判分野における相互理解や情報提供をさらに深化させ、審判分野における国際的な連携強化のため、審判官による審判実務の情報交換を進めるべく、国際審判官協議を実施している。

a. 日韓国際審判官協議

2013年11月に日本から韓国の特許審判院（我が国特許庁の審判部に相当）へ審判官を派遣し、初の国際審判官協議が実施された。また、2014年11月の第2回日韓国際審判官協議では、韓国審判官を我が国特許庁の審判部へ受入れ、日本の口頭審理の傍聴に基づく協議や、審判の審理実務の調査を行った。

b. 日台国際審判官協議

2014年6月に我が国特許庁から台湾の經濟部智慧財産局（TIPO）専利三組（再審査、無効の審査等を担当）へ審判官を派遣し、日台国際審判官協議が実施された。日本の審判審理及び台湾の再審査・無効の審査に関する組織、制度に関する基本的な情報交換と相互理解を進め、審判分野の協力について意見交換を行った。

(3) その他の国際連携

① 法廷専門家の活動に伴う問題に関するラウンドテーブル（ロシア）

本ラウンドテーブルは2014年12月に開催され、ロシア特許庁（ROSPATENT）、ロシア連邦知的財産裁判所、ドイツ裁判所、我が国特許庁など、日独露から集まった知財関係者による意見交換が実施された。各講演者からは、知的財産権訴訟における技術専門家

の関与の在り方を中心に講演が行われた。我が国特許庁からは審判官を派遣し、我が国特許庁及び知財高裁の基礎的情報と法的関係、裁判所調査官制度などを紹介した。

②アセアン実務委員会会合（シンガポール）

今回で3回目となる本会合は2015年2月に開催された。最初にASEAN域内の特許庁から、特許付与前及び付与後の情報提供、異議・無効審判を含めた制度の紹介や制度の整備状況等についての説明が行われた。その

後、IPオーストラリア（IPA）、KIPO、米国特許商標庁（USPTO）から審査・審判制度の紹介があり、我が国特許庁からは、審判制度を概観したのち、2015年4月施行の特許異議申立制度を紹介した。また、WIPO調停仲裁センター（AMC）から知財に関する裁判外紛争解決手続（ADR）についての紹介があり、シンガポール知的財産庁（IPOS）と連携してシンガポール国内の知財紛争の解決に取り組んでいくとの説明があった。